

ID: 745

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	工事原因者への工事施行命令		
法令名 根拠条項	道路法 第22条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第22条第1項の規定による。 (工事原因者に対する工事施行命令等) 第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日